

## 下水道事業経営戦略改定（案）についてのご意見の内容と市の考え方

対象	犬山市下水道事業経営戦略改定（案）
募集期間	令和6年12月19日（木）～令和7年1月17日（金）
公開場所	市ホームページ、市役所本庁舎1階市民プラザ、市役所本庁舎2階下水道課窓口、各出張所（城東、羽黒、楽田、池野）、シンエイライフ犬山ライブラリー
意見数	1件

※提出されたご意見は原文のまま掲載しています。

### いただいた意見・提案

付属資料15ページの住民説明で「公共下水道計画区域内で集中浄化槽が整備されていた区域については、概ね公共下水道の切り替えの整備が終わっており、残っているのは前原団地のみである」との文言がありますが、疑問に感じております。

付属資料を一読しますと、同じく長年、公共下水道計画区域内に組み込まれており、老朽化した集中単独浄化槽を使用している城東団地も公共下水道をお願いします。という事になるのではないのでしょうか。

令和5年度に市内2カ所で行われた住民説明会の後に、城東団地自治会からの要請で、市の関係担当課が城東団地へ個別に住民説明会を行って下さいました。下水道計画の説明については役員や住民からも積極的な意見が出されており、城東団地の考えについては関係担当課も理解されているものと考えております。

城東団地自治会では老朽化した集中単独浄化槽の懸案事項については、数年前から臨時総会などを行い、住民皆と協議を続けており、その議論において犬山市における下水道事業の負担増を理解していると考えております。また団地の地理的及び現実的な状況も認識しており、下水道を無理に通してくれとの運動や活動はしておりません。

しかし、老朽化した集中単独浄化槽を維持しながら、今後の浄化槽をどうするのかという困難な課題に、自治会単独での説明会や勉強会を何度も行い、役員や住民への負担が増している状況であります。

現在、徐々にではありますが、住民の皆が懸案事項や課題を共有しながら前向きに進みはじめたところであり、長年にわたる懸案事項である浄化槽問題を解決するのは今が肝要な時だと切実に感じております。

今後、城東団地がどのような方向に進むのかは、まだ見通せない状況ではありますが、上記の文言は住民にとって酷であり分断を招く可能性があります。さらには今後の自治会内での協議への後退を感じさせます。

付属資料を下水道事業経営の根拠資料に使用するのならば、住民説明会の文言は配慮していただくようお願いいたします。

配慮や訂正等をして頂くのが困難ならば、なぜ数十年にわたり同じ状況における団地に対する行政の行動が違うのか、城東団地の住民の皆が納得していただける説明や根拠を示して頂きたいです。

なお、このコメントは私個人の意見であります。

城東団地自治会及び住民の総意を確認したものではないことをご理解のうえ、ご承知をお願い致します。

### 市の考え方

城東団地の住民の皆様にご配慮が足りない回答であったことにつきましてお詫びいたします。付属資料15ページの住民説明会での質疑と回答No. 6の回答について以下のとおり訂正をします。

「今回の見直しで具体的な整備計画がない市街化調整区域は合併浄化槽区域となるため、ご質問の区域については、個別の合併浄化槽または集中浄化槽を設置することとなり、その浄化槽の設置者は個人、町内会、市等となる。」

提出された意見と市の考え方に伴う訂正箇所  
犬山市下水道事業経営戦略 付属資料（案）P15

### 3-5 住民説明

計画変更について、令和5年度に2回の住民説明会を実施しました。

#### 住民説明会実施状況

項目	第1回	第2回
実施日	令和5年11月24日 (金)	令和5年11月25日 (土)
場所	楽田ふれあいセンター	南部公民館
時間	19:00 ～ 19:40	10:00 ～ 10:30

住民説明会での質疑と回答については以下のとおりです。

#### 浄化槽に関する質疑一覧

項目	質疑	回答
No.1	合併浄化槽に代わる区域は全て市街化調整区域なのか？	全て市街化調整区域である。
No.2	（楽田地区内の）市街化調整区域内の住宅で単独浄化槽が使われているところがある。その区域の下流で田んぼを持っている方から、用水時期に（流れてくる水が）気になるとの声を聞くが、この点について何らか考慮することはあるのか？	考慮することはない。（今回の見直しは、）具体的な整備計画がない市街化調整区域について、全て見直しをさせていただいた。
No.3	（公共下水道区域から合併浄化槽区域に見直しをすることに伴い、）今後、浄化槽関係業者との話し合いは予定されているのか？	（浄化槽関係業者との）話し合いは予定していない。
No.4	単独浄化槽と合併浄化槽がある場合はどのようなになるのか？	単独浄化槽については合併浄化槽に切り替えていただくことになる。
No.5	団地に設置している集中浄化槽は排水基準が厳しいため、他市町村でも最終的には公共下水道に接続するということで、前処理として活用している事例もある。集中浄化槽が老朽化してくると、管理自体を市町村に移管するケースも実態としてある。犬山市において、そのような問題はないのか？	前原台団地がそのケースにあたる。 <b>訂正箇所</b>
No.6	市街化調整区域において、団地が設置した集中浄化槽を今でも使用しているところがある。資料裏面に「民間設置の集中浄化槽区域」（善師野台、四季の丘、もえぎヶ丘）として示されている。これらの区域以外にも集中浄化槽が使われている区域があると思うが、これらの区域以外については、今後個人で合併浄化槽を設置していくという方針ということで良いのか？	今回の見直しで具体的な整備計画がない市街化調整区域は合併浄化槽区域となるため、ご質問の区域については、個別の合併浄化槽または集中浄化槽を設置することとなり、その浄化槽の設置者は個人、町内会、市等となる。